



熊本県公報

第12751号

平成30年8月24日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 熊本都市計画区域区分の変更…………… (都市計画課) 1
- 救急病院に関する申出の撤回…………… (医療政策課) 1
- 卸売市場法に基づく地方卸売市場の廃止許可…………… (流通アグリビジネス課) 2
- 卸売市場法に基づく地方卸売市場の廃止許可…………… (") 2
- 熊本県の海岸生物資源の保存及び管理に関する計画…………… (水産振興課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定…………… (障がい者支援課) 5
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の更新…………… (") 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止…………… (") 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (") 6
- 農業振興地域の区域の変更…………… (農地・担い手支援課) 7
- 地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出…………… (流通アグリビジネス課) 7
- 地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出…………… (") 7
- 土地改良区役員の住所変更…………… (農村計画課) 7
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (") 8
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 8
- 平成30年度第1回熊本県男女共同参画審議会の開催…………… (男女共同参画審議会) 9
- 熊本県有明海区におけるハマグリ採捕制限…………… (有明海区漁業調整委員会) 9

公 告

- 農業振興地域の区域の変更…………… (農地・担い手支援課) 7
- 地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出…………… (流通アグリビジネス課) 7
- 地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出…………… (") 7
- 土地改良区役員の住所変更…………… (農村計画課) 7
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (") 8
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 8

登 載 依 頼

- 平成30年度第1回熊本県男女共同参画審議会の開催…………… (男女共同参画審議会) 9
- 熊本県有明海区におけるハマグリ採捕制限…………… (有明海区漁業調整委員会) 9

告 示

熊本県告示第673号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成30年8月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画区域区分
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
市街化区域に編入する区域
合志市須屋字上出口、字西大窪、字東大窪及び字群窪の各一部、御代志字赤松、字大窪、字東海道及び字除ノ上の各一部、栄字杉山及び字弘山の各一部
- 3 縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県告示第674号

次の救急病院について、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成30年8月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	撤 回 日
医療法人加来会慶徳加来病院	熊本市中央区練兵町98番地	平成30年7月27日

熊本県告示第675号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定により次のとおり地方卸売市場の廃止を許可したので、熊本県卸売市場条例（昭和46年熊本県条例第67号）第37条の規定により公示する。

平成30年8月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 地方卸売市場の名称及び所在地
地方卸売市場有限会社松橋魚市場
宇城市不知火町御領399-1
- 2 廃止許可年月日
平成30年8月14日
- 3 廃止予定年月日
平成30年8月31日

熊本県告示第676号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定により次のとおり地方卸売市場の廃止を許可したので、熊本県卸売市場条例（昭和46年熊本県条例第67号）第37条の規定により公示する。

平成30年8月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 地方卸売市場の名称及び所在地
地方卸売市場株式会社人吉魚市場
人吉市西間上町2352-3
- 2 廃止許可年月日
平成30年8月14日
- 3 廃止予定年月日
平成30年8月31日

熊本県告示第677号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第4条第7項の規定により熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成28年熊本県告示第1093号）を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成30年8月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針
本県の水産業は、県民に対し、新鮮で安全で安心な水産物を安定的に提供する役割を担うとともに、県内の沿岸地域における地域経済を支える基幹産業として重要な役割を果たしている。
今後とも、本県の水産業の振興を図っていくためには、その基礎となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが不可欠である。
我が国の周辺水域における海洋生物資源については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低位資源にとどまっている資源や悪化している資源もみられる。本県の海域における海洋生物資源についても同様の傾向がみられ、地域の経済発展に重大な支障を及ぼすおそれがある。
このようなことから、本県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を中心に多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきている。
今後、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画（法第3条第1項に規定する「基本計画」をいう。以下同じ。）により決定された漁獲可能量（法第2条第2項に規定する「漁獲可能量」をいう。以下同じ。）の都道府県別の数量について、次の方針により適切な措置を講じることとする。
(1) 漁獲可能量制度を管理し、必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、第一種特定海洋生物資源（法第2条第6項に規定する「第一種特定海洋生物資源」をいう。以下同じ。）の採捕実績を的確に把握するための措置を講じることとする。
(2) 基本計画により定められた本県の漁獲可能量に係る管理を適切に行っていくためには、海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等について、より詳細な科学的データや知見が必要である。このため、当該データの蓄積や知見の進展を図るよう、県水産研究センターを中心として、国や関係県との連携の下、資源調査の充実強化を図ることとする。
また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

- (3) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来資源管理型漁業等推進していくこととする。
- (4) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、法第13条第2項の規定に基づく協定制度（以下「協定制度」という。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進することとする。なお、中西部太平洋まぐろ類委員会において決定されたくろまぐろの保存管理措置に関する本県の保存管理措置を規定する基本計画は、別に定める。
- 2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた期間及び数量に関する事項
 - (1) 第一種特定海洋生物資源の平成29年の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。
 - 【まあじ】平成29年1月から同年12月まで 若干
 - 【まいわし】平成29年1月から同年12月まで 若干
 - 【まさば及びごまさば】平成29年7月から平成30年6月まで 若干
 - (2) 第一種特定海洋生物資源の平成30年の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。
 - 【まあじ】平成30年1月から同年12月まで 若干
 - 【まいわし】平成30年1月から同年12月まで 若干
 - 【まさば及びごまさば】平成30年7月から平成31年6月まで 若干
- 3 第一種特定海洋生物資源（まあじ、まいわし、まさば及びごまさば）の知事管理量に関する実施すべき施策に関する事項

中型まき網漁業、小型まき網漁業及び棒受け網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。また、中型まき網漁業、小型まき網漁業及び棒受け網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう、許可隻数や現状どおりとする等、従来と同様の操業規制を実施し、漁獲実績が前年の漁獲実績を度とするよう努めるものとする。
- 4 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項
 - (1) 海洋生物資源の保存及び管理をさらに推進するためには、より詳細かつ正確な資源管理状況の把握が必要であることと、漁業情報等を的確に把握するとともに、資源に関する調査研究の充実及び強化を進めることとする。
 - (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

(別添1)
 熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画
 第1の別に定める「くろまぐろ」について

(第4管理期間)
 平成30年8月24日公表

第1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県において太平洋くろまぐろは、釣り漁業、曳縄漁業や定置網漁業を中心に、東シナ海において漁獲されており、本県にとって重要な資源となっている。
- 2 このため、くろまぐろの保存及び管理を通じ、安定的で持続的な利用を図る観点から、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講ずることとする。
- 3 また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることと、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合はこの旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講ずるものとする。
- 4 また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県水産研究センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 5 これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取り組みを行うものとする。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について熊本県の知事管理量に関する事項

くろまぐろ 30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	0.7トン
くろまぐろ 30キログラム以上の大型魚（以下、「大型魚」	1.0トン

という。)

我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

第3 くろまぐろの知事管理量について、期間別の数量に関する事項

採捕の種類及び期間	小型魚	大型魚
本県の漁獲可能量	0.7トン	1.0トン
うち平成30年7月から9月	0.3トン	0.3トン
10月から12月	0.3トン	0.3トン
平成31年1月から3月	0.2トン	0.4トン

本県の採捕の数量が、採捕の期間別の数量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、期間ごとに法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

1 緊急報告体制について

(1) 各漁業協同組合は急激な採捕の数量の積上げに備え、以下に該当する場合は速やかに本県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

漁業協同組合	漁業種類	報告基準
天草漁業協同組合	・定置網漁業	・1か統当たり100キログラムを超える量の採捕
	・釣り漁業 ・曳縄漁業	・1隻当たり100キログラムを超える量の採捕
水俣市漁業協同組合	・曳縄漁業	・1隻当たり100キログラムを超える量の採捕

(2) (1)の本県への一報は以下の体制により行うものとする。

漁業協同組合	漁業者・漁業協同組合の段階	本県
天草漁業協同組合	各漁業者は、支所長に電話連絡	漁協(参事/支所長)は本県水産振興課にメール又はFAX連絡 本県は送信者に受信連絡
水俣市漁業協同組合	各漁業者は、参事に電話連絡	

※ 各漁業協同組合は、上表の漁業者と漁業協同組合間の連絡網を整備するものとする。
※ 本県は、上表の各漁業協同組合と本県間の連絡網(土日祝祭日、年末年始等の閉庁時の連絡網を含む)を別に定めるものとする。

(3) (1)の緊急報告がなされる急激な採捕があった場合に直ちに当該漁業者が取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。また、本県は当該採捕の数量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
定置網漁業	・当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があった旨の緊急連絡。 ・県/漁業協同組合の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、くろまぐろの入網判明時の網の開放、混獲時の生存個体の放流、漁業協同組合の荷受け自粛。
釣り漁業 曳縄漁業	・当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡。 ・県/漁業協同組合の残枠が判明するまでの間は、当面、くろまぐろの目的操業の自粛、混獲時の生存個体の放流、漁業協同組合の荷受け自粛。

(4) 本県は、小型魚若しくは大型魚別に1日0.2トンを超える採捕の数量報告があった場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

ア 本県は法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、本県の第2又は第3の数量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。

イ また、採捕の数量が我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量の7割を

超え、又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点で本県の(1)の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表を持って本県の(1)の公表とする。

(5) 本県は、前述の採捕の数量の公表後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする早期是正措置を本県管内の漁業者等に対し講じるものとする。

ア 本県の採捕の数量の7割を超えるおそれがあると認めるとき

(ア) 生存個体は放流する。

(イ) くろまぐろの採捕は混獲のみとする。具体的には1日1人1尾、混獲採捕の時点で、当該日の操業は切り上げる。

(ウ) これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

イ 本県の採捕の数量の9割を超えるおそれがあると認めるとき

(ア) くろまぐろを獲ることを目的とした操業は自粛する。

(イ) 生存個体は全て放流する。

(ウ) くろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとし、超過を確実に避けるために1日1人1尾、混獲採捕の時点で、当該日の操業は切り上げ、以後3日間は休漁する。

(エ) これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

2 遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理について

(1) 本県は管内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、本県は国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。

(2) 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本県は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じて、くろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

第5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項について

1 採捕の停止命令について

本県の採捕の数量が第2の知事管理量の9割を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

本県の採捕の数量が第3の期間別の数量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

期間別の数量である月別の数量を超えるおそれが著しく大きいときは、当該月別ごとに採捕の停止命令をする。

なお、本県の採捕の数量の積み上がり状況によっては、知事管理量を超えないようにするため、期間別の数量のうち、最初に超えるおそれが著しく大きいと認める数量について、当該数量の9割5分を超える時点で、採捕の停止命令をするものとする。

我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認め、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、その時点における本県の採捕の数量をもって知事管理量となることから、当該公表の時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

遊漁者及び遊漁船業者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県知事の採捕の停止命令（法第10条関係）が出された際は、本県の水面での遊漁者及び遊漁船業者に対し、当該都道府県の水面での遊漁者及び遊漁船業者も命令対象者であり、管内の漁業者に対し管理の取組を指導した際は、同様の指導を行う。

2 第4管理期間までの超過分の差引等について

第2管理期間の超過量については、差引きがない場合の漁獲枠の2割を上限として、第3管理期間から10年間にわたって分割して差し引くこととしている。ただし、第4管理期間は管理期間が9か月間であることから、漁獲枠超過量の差引き量も9か月分に按分した

0.3トンとする。

第3管理期間の超過量0.5トンについては、第4管理期間において一括で差引くこととする。

	超過量合計	第3管理期間 期首の差引き 済み数量	第4管理期間期 首の差引き量 (9か月分)	第5管理期間以 降の差引き量合 計
第2管理期間 超過分	3.4トン	1.4トン	0.3トン	2.8トン
第3管理期間 超過分	0.5トン	-	0.5トン	-

熊本県告示第678号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第12

3号)第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成30年8月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(育成医療・更生医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
熊本セントラル病院 菊池郡大津町室955番地	平成30年8月1日
くるみ薬局 球磨郡あさぎり町上北181番地	平成30年8月1日
そうごう薬局有明長洲店 玉名郡長洲町宮野2775番地1	平成30年8月1日

(更生医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
ニチイケアセンターにしき訪問看護ステーション 球磨郡錦町大字一武1641番地	平成30年8月1日

熊本県告示第679号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成30年8月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
児童発達支援事業所 さくら 八代市高下西町 1760番地	社会福祉法人 権現福祉会 八代市揚町35番地2 松本 善孝	平成30年6月1日	4350200020	指定放課後等デイサービス 指定保育所等訪問支援

熊本県告示第680号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成30年8月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
サポートセンター河内共同生活援助事業所 玉名市天水町小天6692-1	NPO法人 八紘会 熊本市西区河内町船津2285 理事長 上村 以知子	共同生活援助	平成30年8月31日
そらひろ ゆめのいえ 合志市須屋2658番46	株式会社 ソラヒロ 菊池郡菊陽町大字津久礼2324番2 NSレジデンス1階 代表取締役 池田 英彦	短期入所	平成30年9月1日

熊本県告示第681号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成30年8月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
第二悠愛自立生活援助センター 阿蘇郡小国町大字宮原2 610番地1	社会福祉法人 小国町社会福祉協議会 阿蘇郡小国町大字宮原1 530番地2 奴留湯 哲宣	自立生活援助	平成30年 9月1日

公 告

熊本県公告第491号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により合志市の農業振興地域の区域を次のとおり変更したので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。
平成30年8月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 農業振興地域名
合志農業振興地域
- 2 範囲
合志市大字上庄、上生及び野々島の全域並びに同市大字福原、幾久富、豊岡、栄、竹迫、合生、御代志及び須屋の一部
- 3 規模
3,830ヘクタール
- 4 区域の変更を必要とする理由
熊本都市計画区域の市街化区域拡大に伴い、今後、農業振興を図ることが相当とは認められないため、農業振興地域を縮小する。
- 5 平面図
熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課及び合志市産業振興部農政課にて縦覧に供する。

熊本県公告第492号

熊本県卸売市場条例（昭和46年熊本県条例第67号）第20条第2項の規定により次の卸売業者から地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出があったので、同条例第37条の規定により公示する。
平成30年8月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 卸売業者の名称及び所在地
有限会社松橋魚市場 宇城市不知火町御領399-1
- 2 卸売業務を行っていた地方卸売市場の名称及び所在地
地方卸売市場有限会社松橋魚市場 宇城市不知火町御領399-1

熊本県公告第493号

熊本県卸売市場条例（昭和46年熊本県条例第67号）第20条第2項の規定により次の卸売業者から地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出があったので、同条例第37条の規定により公示する。
平成30年8月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 卸売業者の名称及び所在地
株式会社人吉魚市場 人吉市西間上町2352-3
- 2 卸売業務を行っていた地方卸売市場の名称及び所在地
地方卸売市場株式会社人吉魚市場 人吉市西間上町2352-3

熊本県公告第494号

八代市に事務所を置く八代市平山土地改良区の役員の住所に次のとおり変更を生じた旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。
平成30年8月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	新 住 所	旧 住 所
理事	吉本 克	八代市大福寺町580番地1	八代市大福寺町580番地
理事	渕川 伸二	八代市敷川内町2022番地1・2024番地1	八代市植柳下町1954番地3

熊本県公告第495号

八代市に事務所を置く八代市平山土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年8月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	山田 寿雄	八代市平山新町5872番地
理事	松下 淳一	八代市場町330番地
理事	佐竹 勝則	八代市奈良木町64番地
理事	吉本 克	八代市大福寺町580番地1
理事	永溝 國男	八代市敷川内町789番地
理事	山村 伸一	八代市場町642番地1
理事	福田 義美	八代市敷川内町956番地3
理事	松本 征也	八代市場町204番地
理事	渕川 伸二	八代市敷川内町2022番地1・2024番地1
監事	八田 正支	八代市敷川内町1116番地
監事	山田 義雄	八代市敷川内町2648番地1
監事	小庵 忠幸	八代市本野町970番地
就任		
理事	宮本 修	八代市敷川内町1641番地
理事	宮本 正	八代市敷川内町1093番地
理事	小屋野 真也	八代市場町338番地
理事	山田 正文	八代市沖町3803番地3
理事	米山 輝男	八代市敷川内町3780番地
理事	高橋 幸一	八代市平山新町2662番地
理事	山村 勵	八代市平山新町5659番地2
理事	一村 富男	八代市敷川内町1960番地
理事	上野 安広	八代市本野町1255番地
監事	松永 雄二	八代市敷川内町2048番地
監事	山下 敏昭	八代市平山新町5805番地
監事	山村 伸一	八代市場町642番地1

熊本県公告第496号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年8月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上六嘉字龍ノ前620番、同621番及び同622番1,900.17平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区出水三丁目10番35号
株式会社GM開発

登載依頼

熊本県男女共同参画審議会公告第47号

平成30年度第1回熊本県男女共同参画審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成30年8月24日

熊本県環境生活部長

- 1 開催日時
平成30年9月6日（木）
10時から12時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議事
男女共同参画に関する施策の評価について
- 4 報告
(1) 熊本県の男女共同参画事業について
(2) 熊本県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画第4次改定について
(3) その他
- 5 傍聴者の定員
10人
- 6 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従って会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 7 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県男女共同参画審議会事務局
(熊本県環境生活部県民生活局男女参画・協働推進課)
(電話 096-333-2287)

熊本県有明海区漁業調整委員会指示第41号

ハマグリ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、漁業権者である漁業協同組合が同一漁業権漁場内で移植する場合、又は試験研究機関が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。

平成30年8月24日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 橋本 孝

- 1 指示の内容
熊本県有明海区（昭和25年農林省告示第129号に定める海域）において、殻幅17mm未満のハマグリを採捕してはならない。
- 2 指示の有効期間
平成30年9月1日から平成32年8月31日まで